南九州市告示第177号

南九州市災害警戒本部設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和８年９月18日

南九州市長　　塗　木　弘　幸

南九州市災害警戒本部設置要綱等の一部を改正する要綱

（南九州市災害警戒本部設置要綱の一部改正）

第１条　南九州市災害警戒本部設置要綱（平成19年南九州市告示第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「建設水道係」を「建設農林係」に改める。

（南九州市行政改革推進本部設置要綱の一部改正）

第２条　南九州市行政改革推進本部設置要綱（平成19年南九州市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第２号及び第３号を次のように改める。

⑵　総務課長

⑶　財政課長

第６条中「総務課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市行政改革推進委員会公募委員選考実施要領の一部改正）

第３条　南九州市行政改革推進委員会公募委員選考実施要領（平成20年南九州市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「総務課長」を「みらい創生課長」に改める。

（南九州市総合計画市民会議要綱の一部改正）

第４条　南九州市総合計画市民会議要綱（平成20年南九州市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第８条中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市有料広告掲載要綱の一部改正）

第５条　南九州市有料広告掲載要綱（平成20年南九州市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第11条第２項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改める。

（南九州市地域公共交通会議設置要綱の一部改正）

第６条　南九州市地域公共交通会議設置要綱（平成21年南九州市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

第７条第２項表中「企画課」を「みらい創生課」に、「6204」を「17327」に、「2511」を「2514」に、「4469」を「4658」に改める。

（南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱の一部改正）

第７条　南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱（平成22年南九州市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第３条第６項第３号を次のように改める。

⑶　みらい創生課長

（南九州市一般旅券事務取扱要綱の一部改正）

第８条　南九州市一般旅券事務取扱要綱（平成23年南九州市告示第23号）の一部を次のように改正する。

第２条中「市民生活係」を「市民・税務係」に改める。

（南九州市知覧特攻平和会館書籍等取扱要綱の一部改正）

第９条　南九州市知覧特攻平和会館書籍等取扱要綱（平成23年南九州市告示第102号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「、知覧支所長」を削る。

（南九州市創生総合戦略本部設置要綱の一部改正）

第10条　南九州市創生総合戦略本部設置要綱（平成27年南九州市告示第７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正）

第11条　南九州市家畜伝染病対策本部設置要綱（平成27年南九州市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別表本部員の項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改める。

（南九州市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱の一部改正）

第12条　南九州市公共施設等総合管理計画策定委員会設置要綱（平成28年南九州市告示第79号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第３号を次のように改める。

⑶　みらい創生課長

第３条第３項第９号を削り、第10号を第９号とする。

（南九州市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱の一部改正）

第13条　南九州市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱（平成30年南九州市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第３号を次のように改める。

⑶　みらい創生課長

第３条第３項第５号を次のように改める。

⑸　税務課長

（南九州市ＤＸ推進本部設置要綱の一部改正）

第14条　南九州市ＤＸ推進本部設置要綱（令和３年南九州市告示第159号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第13号までを１号ずつ繰り上げる。

第９条第１項中「企画課」を「みらい創生課」に改め、同条第２項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改め、同条第３項中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市地域活動活性化事業審査委員会設置要綱の一部改正）

第15条　南九州市地域活動活性化事業審査委員会設置要綱（令和４年南九州市告示第28号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第４号を次のように改める。

⑷　みらい創生課長

（南九州市市史編さん委員会設置要綱の一部改正）

第16条　南九州市市史編さん委員会設置要綱（令和６年南九州市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第４号を次のように改める。

⑷　みらい創生課長

（南九州市地域振興対策事業審査委員会設置要綱の一部改正）

第17条　南九州市地域振興対策事業審査委員会設置要綱（令和６年南九州市告示第130号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第５号を次のように改める。

⑸　みらい創生課長

（南九州市ＤＸフェロー設置要綱の一部改正）

第18条　南九州市ＤＸフェロー設置要綱（令和７年南九州市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第８条中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市公認「みな、みりょく！」アンバサダー設置要綱の一部改正）

第19条　南九州市公認「みな、みりょく！」アンバサダー設置要綱（令和７年南九州市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「第１項」を削る。

第７条中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

附　則

この告示は、令和８年９月24日から施行する。